

江府町条例第11号

江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正をここに公布する。

令和6年6月17日

江府町長 白石祐治

江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例

江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年江府町条例第26号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>64,500円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)</u>のそれぞれにつき、<u>選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,5</u></p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>36,300円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 新設</p>

00円を超える場合には、64,500円)の合計

金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 略

イ 略

ウ 略

(1) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 略

イ 略

ウ 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。